

市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱

平成19年1月31日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が作成するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱を定めることにより、自主財源の確保と共に市内事業者等の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象等)

第2条 広告掲載ができるものは、広告主が指定したウェブサイトへ直接移動させるためのホームページ上の広告画像とする。

(取扱基準)

第3条 広告又は広告主が指定したウェブサイトが、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、広告を掲載することはできない。

- (1) 公共性及び市の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗関連営業に該当するもの
- (3) 政治、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 不当及び違法なもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載にあたっては、市内に事業所を有する企業等を優先する。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置及び枠数は、ホームページのトップページ内の市が指定し

た位置及び枠数とする。

2 同一の者が2以上の枠に広告を掲載することはできない。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画像の大きさは、上下60ピクセル、左右200ピクセルとする。
- (2) 画像データの情報量は、4キロバイト以下とする。
- (3) 画像データの形式は、G I F形式とする。ただし、アニメーションG I Fは除く。

2 広告画像は広告主が作成し、市が指定する日までに提出しなければならない。

(広告掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月単位とし、当該年度の末月までを限度とする。

2 広告掲載の始期及び終期は、それぞれ開始月初日の午前0時及び終了月末日の午後12時とする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、次の各号に掲げる期間について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月以上3箇月未満 月額20,950円
- (2) 3箇月以上6箇月未満 月額19,900円
- (3) 6箇月以上 月額18,850円

2 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、指定期日までに市が指定する口座に一括前納することとする。

(広告の募集)

第9条 広報及びホームページにおいて、広告の掲載位置、広告の規格、広告掲載期間、広告掲載料等を提示し、広告掲載希望者を公募するものとする。ただし、広告掲載希望者が募集枠に満たないために任意に案内する場合は、この限りでは

ない。

(広告の申込み)

第10条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告の原稿及び業務内容の分かるものを添えて掲載希望期間初日の30日前までに市長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は前条の申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づき掲載の可否を決定するものとする。なお、申込者が募集枠数を超える場合は、抽選によって行うものとする。

2 前項の規定に基づき、掲載を決定したときは市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により、掲載しないと決定したときは市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、掲載希望期間初日の15日前までに申込者に通知するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第13条 市長は、広告掲載上支障があると判断したとき又は指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合は、当該広告の掲載決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により広告の掲載決定を取り消したときは、市ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

3 広告主は、広告主の責により広告掲載を取り止めた場合は、広告掲載期間相当の額を支払うものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告掲載料納入後、市の都合により広告掲載ができなくなったときは、広告掲載料を月割りで還付する。なお、掲載できなくなった期間が1箇月に満たない場合は、還付しない。

2 前項の規定により広告掲載料の還付を決定したときは、市ホームページ広告掲載料還付通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

（広告代理店の仲介）

第15条 広告の募集等は広告代理店等を介して行うことができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則（平成19年1月31日市長決裁）

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

付 則（平成19年4月24日市長決裁）

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

付 則（平成20年3月18日総務部長決裁）

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則（平成21年2月9日市長決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成26年2月6日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年11月12日市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

稲城市長 殿

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話

FAX

E-mail

担当者及び連絡先

市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱第10条に基づき、広告の原稿等を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、下記リンク先アドレスのウェブサイト及び当該ウェブサイトからリンクしているウェブサイトは、同要綱第3条に規定する事項に該当しません。これに反した場合、同要綱第13条第1項に基づき、広告掲載が取消しとなることを了解します。

記

1 リンク先アドレス

http://

2 広告内容（広告の原稿等を添付）

3 掲載希望期間

年 月 1日から 箇月

4 業務内容の分かるもの（登記簿謄本の写し、営業許可の写し等を添付）

号

年 月 日

殿

稲城市長

市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日に申込みのあった市ホームページ広告掲載について、市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱第11条第1項に基づき、下記のとおり掲載することを決定しましたので通知します。

記

1 バナー広告リンク先アドレス

http://

2 広告の内容

3 広告掲載期間

年 月 1日 から 年 月 日 まで

4 広告掲載料

円

5 その他

※ 広告掲載料については、年 月 日までに同封した納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

市担当：稲城市総務部秘書広報課広報広聴係（内線 5 2 2）

号

年 月 日

殿

稲城市長

市ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日に申込みのあった市ホームページ広告掲載について、市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱第11条第1項に基づき、下記の理由により掲載しないことを決定しましたので通知します。

記

非掲載とした理由

号

年 月 日

殿

稲城市長

市ホームページ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付 号で決定した市ホームページ広告掲載について、市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱第13条第1項の規定に基づき、下記により掲載決定を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

取消し理由

取消し期間

当該通知日 から 年 月 日 まで

市担当：稲城市総務部秘書広報課広報広聴係（内線 5 2 2）

号

年 月 日

殿

稲城市長

市ホームページ広告掲載料還付通知書

年 月 日付 号で決定した市ホームページ広告掲載について、市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱第14条第1項の規定に基づき、下記により掲載料を還付することを決定しましたので通知します。

記

還付金額 円

(算出根拠)

- ・ 納入済み広告掲載料
- ・ 還付対象期間 (月数)
- ・ 還付金内訳

なお、還付金請求は、年 月 日までに行ってください。

市担当：稲城市総務部秘書広報課広報広聴係 (内線 5 2 2)